

愛別消防

119だより

統一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

大雪消防組合 愛別消防署

令和 5 年 10 月 15 日 発行

秋の火災予防運動実施中

【実施期間：令和 5 年 10 月 15 日（日）から 10 月 31 日（火）まで】

暖房器具による火災にご注意ください！！

これからの季節は、空気が乾燥し、暖房器具を使用する機会も増えることから、火災が発生しやすくなります。火気の取り扱いには十分注意してください。



使用時の注意事項

- ①ストーブなどの近くに、紙や衣類など燃えやすいものを置かない。
- ②ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険性があるものを使用しない。
- ③ストーブの上や周囲に洗濯物を干さない。
- ④カーテンなどがストーブと接触しないように、距離を離して使用する。
- ⑤ストーブに灯油を給油するときは、火を消してから行う。
- ⑥カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に閉める。
- ⑦就寝時や外出時には、火が完全に消火していることを確認する。
- ⑧使用する前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は専門業者へ修理を依頼する。

設置しよう、住宅用火災警報器



万一、火災が起きてしまっても、早期発見できれば、初期消火や避難、119番通報など早めの対応ができます。

早期発見には住宅用火災警報器が非常に有効で、火災予防条例で設置が義務化されています。未設置の家庭はぜひ、設置してください。すでに設置してある家庭では定期点検を心掛けましょう。

備え付けよう、住宅用消火器



消火器は、法律で一般家庭に設置の義務付けはありません。しかし、初期消火には消火器が力を発揮します。

万一の火災に備え、住宅用消火器を備えましょう。

火事・救急・救助は **119** 防火の相談は **6-5509**